

## 第1回 総合的な都市経営（エネルギー・交通等）のあり方研究会 議事概要

日 時：2019年8月22日（木） 15：00～17：00

場 所：日本都市センター研究室

出席者： 諸富徹 座長(京都大学大学院経済学研究科教授)、宇野二郎 委員(横浜市立大学大学院国際総合科学群教授)、関口智 委員(立教大学経済学部教授)、倉地真太郎 委員(明治大学政治経済部専任講師)、石川義憲 委員(日本都市センター理事・研究室長)

(事務局：日本都市センター) 白田副室長、清水主任研究員、高野研究員、釘持研究員

主な議事 ・座長・委員紹介

- ・調査研究に関する議論（企画書、論点メモ、説明資料等をもとに）
- ・今後の進め方
- ・その他

### 1. 調査研究に関する議論

#### ○企画書(資料2-1)について

- ・なぜ新たな都市経営の理念や仕組みが必要になっているか  
⇒従来までは地方自治体の役割は制度的に固定化されているといった形のものであったが、ネクストステージへの時代の転換とともに、基礎自治体として住民や地域の実情に応じてその役割を自己決定することが強く求められるようになってきているのではないか。
- ・新たな都市経営のコンセプト（理念・理論）・仕組みづくりを検討する必要性があるのでは  
（＝多様な組織（公社・企業）への出資、連結決算、一般会計繰入、人材派遣の考え方）  
→出資して終わりではなく、公的サービスを担う企業の活動をどう評価・制御(コントロール)するかがむしろ重要
- ・こうした検討が従来までの我が国の自治体公社のあり方にも示唆を提供しうるのではないか  
⇒市場で供給されづらい地域の多様な行政ニーズ（インフラ等）への対応が可能になる  
一定の独立性・自律性を保ちつつも行政と連携（住民や地元企業とも連携）  
公益性と企業性を両立させる視点が革新を生み出すことも（例：シュタットベルケ）  
⇒地域で雇用を生み出すこともある（特に、水道、エネルギー、交通等の分野で）  
⇒（論点1）それらへの住民や議会によるコントロールはどのような形態で行われているのか（＝租税(公共性)と料金(収益性)の政策領域をどのように区分しているか）  
⇒（論点2）今少しバランスのとれた公社運営の理論と実態の分析が求められているのでは  
⇒（論点3）NPM から NPG への転換（＝国ごとに NPM の導入の仕方が異なり、一様でない）

⇒ (論点4) 住民や議会による公共サービス(公社を含む)の制御(コントロール)は、実はわが国においても重要な論点ではないのか

⇒ (論点5) 地方公会計への発生主義会計の導入は国ごとに導入の仕方が異なっており、公社へ出資して終わりではない(=むしろ「成果」(Outcome)を計る指標の開発やそれを基にしたガバナンスが重要)

・都市自治体の広義のインフラ政策(エネルギー政策、交通弱者対策としての交通政策など)は、地域再生と交通弱者の移動手段確保に寄与するのではないのか

→公共交通は障害者・失業者・高齢者・子ども等の交通弱者の為に必要な生活インフラに

→広義のインフラ政策においても住民参加・市民自治体が重要(=諸外国でどう異なるか)

⇒(論点6)ドイツのシュタットベルケに見られるような収益構造はどのような形で可能か

・地域再生政策においても、市と公社の連携、公民連携(=自治体の中間支援組織を通じた民との連携)、住民参加(市民自治体)の考え方が重要ではないか

#### ○主な論点(=企画書(資料2-1)・論点メモ(資料2-2)・説明資料(資料2-3)について)

・(総合的な都市経営のあり方については)従来までは上水道、下水道、交通などはばらばらに縦割りで実施されてきたのではないのか。今後はそれらを都市インフラとして、もう少しきちんと括って、経営という視点で統合的に見ていくことが必要ではないか。

・多様な意味を持つ「シュタットベルケ」(都市公社)という概念は定義を明確にした方が良い。

・(市と出資団体の関係については)コンツェルン・シュタットと言うほうがより正確だと思われる。シュタットベルケという概念は、いろんなところに名称として使われている。そこで持株会社をつくる場合もある。どのようにしてその子会社やさまざまな事業を管理するかという点については、組織構造上も、出資構造上も、幾つかパターンがあつて、一つのやり方ではないと思うので、その辺を整理しながら議論したほうが良い。

⇒ドイツ、北欧、英米圏では相当バリエーションがあるので、よく整理しながら議論したほうが良い。

・(欧州諸国では交通や水道などの)公営事業の再公営化の動きは全体からすればごく一部の話で、そもそも交通事業や水道事業などでは私企業と公企業のどちらが公的な事業運営を受託しても、経営陣が変わるだけで従来までの基本的な運営方針や労使関係にはあま

り変化がない場合もあるのではないか。例えば、むしろドイツなどではコスト計算によって事業の民間委託（or 再公営化）なども判断しているのではないか。

・ここで言う「シュタットベルケ的な収益構造」という場合、それはどのような「範囲」で括っているのか。どんな事業を一つの「単位」として括っているのかを示した方が良い（＝出資割合、議決権割合、保有割合等）。

・フライブルク市都市公社からバーデノヴァ株式会社（エネルギー事業）への出資は約30%だが、交通部門などの損失(赤字)を相殺するほどの利益移転が生じているのはなぜか

・（ドイツとの比較で言えば）わが国では地方公営企業の料金設定には法的に（地方公営企業法で）一定の制限があるため、必ずしも余剰を出せる形にはなっていないため、ドイツとのこの違いをどのように考えるか。

・（公営企業や3セク等の運営上の公と私の）事業手法の区分については、例えばデンマークだと、制度上純粋に公務員として働いている人は大分少なくなってきており、そのかわりに、民間に近い形になってきているが、給与水準はそこまで下げずに「公的な仕事をしている人たち」というような言い方をしようである。

・地域経営、地方公営企業、ひいては地場の中小企業を巻き込んだ地域の経済循環をどう考えていくか。

## 2. その他

- ・ 11月～12月に第3回研究会を行うこととし、日程調整を今後行う。

（文責：日本都市センター）